

期中会計基準等、文案検討進む

ASBJ

去る1月21日、企業会計基準委員会は、第539回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。
四半期報告書制度の見直しへの対応

前回親委員会（2025年2月1日号（No.1733））情報

（図表） 他基準修正を行う基準等

- ・企業会計基準●号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（そのX）」
- ・実務対応報告6号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」
- ・実務対応報告41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」
- ・実務対応報告42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」
- ・実務対応報告44号「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する取扱い」
- ・実務対応報告46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」
- ・移管指針4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」
- ・移管指針6号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」
- ・移管指針8号「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」
- ・移管指針9号「金融商品会計に関する実務指針」
- ・移管指針12号「金融商品会計に関するQ&A」

イジェスト参照）に引き続き、

四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した「（仮称）期中会計基準等」の文案について検討が行われた。

棚卸資産の簿価切下げおよび

会計

バーチャルPPA、2026年4月開始事業年度期首から適用か

ASBJ、実務対応専門委

去る1月15日、企業会計基準委員会は、第165回実務対応専門委員会を開催した。

第538回親委員会（2025年2月1日号（No.1733））情報

去る1月15日、企業会計基準委員会は、第165回実務対応専門委員会を開催した。第538回親委員会（2025年2月1日号（No.1733））情報ダイジェスト参照）に引き続き、バーチャルPPAの会計上の取扱いについて審議が行われた。また、1月21日開催の第539回親委員会でも同テーマについて審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。
適用時期

事務局は次の提案を行った。

- 最終化した本実務対応報告を公表した日から1年程度経

有価証券の減損に係る切放し法の記載が適用指針にしかないとの意見を受け、会計基準の結論の背景にも記載を追加するなど修正案が示された。

また、改正または修正が必要な他の基準等について、図表の基準等の文案が示された。委員から異論は聞かれなかった。

過した4月1日（現時点では、2026年4月1日を想定）以降開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用する。

最終化した本実務対応報告を公表した日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から早期適用を認める。

（2）事務局は、次の提案を行った。

（1）本実務対応報告を適用することにより会計処理の変更が

経過措置

事務局は、次の提案を行った。

- 本実務対応報告を適用することにより会計処理の変更が

生じる場合は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。

（2）この場合、適用初年度の期首においてすでに需要家が非化石価値を受け取る権利を有しており、金額を合理的に見積ることができるとしている。当該金額を見積り、適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用する。

専門委員からは、「（2）『金額を合理的に見積ることができ」

会計

金融資産の減損におけるステップ4のオプションの定め、検討

ASBJ、金融商品専門委

去る1月16日、企業会計基準委員会は、第231回金融商品専門委員会を開催した。

また、1月21日開催の第539回親委員会でも同テーマについて審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。
金融資産の減損

（1）ステップ4のオプションの定めに関する検討

新たに開発する適用指針では、まずステップ2（信用リス

ものについて』という記載は、他の基準のように『遡及適用した場合の累積的影響額を期首残高に計上する』のほうが、実務的に馴染みがある」という意見が聞かれた。

第539回親委員会では事務局案に賛成意見が聞かれた。

文案の検討

これまでの審議内容を踏まえ、事務局から、実務対応公開草案「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」の文案が示され、検討された。

クに関するデータの詳細な整備がなされている金融機関の貸付金に適用される会計基準の開発）の内容を記載したうえで、ステップ4（信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発）でステップ2と異なる取扱いを定める場合には、区分を設けてまとめて記載すると提案している。

ステップ4のオプションにお

いて、わが国のこれまでの信用リスク管理実務と親和的な債務者区分を活用した方法に関するオプションについて、債務者区分を、「正常先」、「要注意先」などの旧金融検査マニュアルに基づく名称ではなく、「区分1」、「区分2」など記号で表記する等の事務局案が示された。

VCファンドの出資持分

第538回親委員会(2025年2月1日号(No.1733))情報ダイジェスト参照)に引き続き、移管指針公開草案15号(移管指針9号の改正案)「金融商品会計に関する実務指針(案)」に寄せられたコメントに対する検討が行われた。

② 開示の定め取り入れ方に関する検討
IFRS7号「金融商品：開示」の信用リスクの開示に関する定め取り入れ方に関して、審議が行われた。

開示目的に関して、事務局から金融商品会計基準で一般的な開示目的を定め、新適用指針において信用リスクに関する開示目的を定める案が示された。専門委員から異論は聞かれず、第539回親委員会でも賛意が聞かれた。

会計
指標の報告のための算定期間に関する再検討、開始

去る1月23日、SSBJは第47回サステナビリティ基準委員会を開催した。

会計・監査・開示
来し方行く末

上場企業に対する規制等②-13
金融商品取引法(不正取引規制③)
市川 育義
公認会計士

「金融商品取引法における課徴金事例集」不正取引編(令和6年6月、証券取引等監視委員会事務局)によれば、証券取引等監視委員会のインサイダー取引に係る課徴金勧告において、令和5年度(2023年度)勧告案件数(14件)のうち、「公開買付け等事実」は8件で過半を占めている。

公開買付けの勧告件数が多い点については、公開買付けは、公表後に株価が上昇する確実性が高いことや、制度上、その公表前に多数の関係者に情報共有を必要とすることが多いことなどが、指摘されている。

また、インサイダー取引について、証券取引等監視委員会は、重要事実等の公表前にタイミングよく売買している者に対する調査(必要に応じて自宅や勤務先等への立入検査を実施)を行っており、その調査は、取引を行った本人はもとより、勤務先等の関係者に対しても幅広く実施されていることから、違反行為があれば容易に把握することができるとされている。

インサイダー取引が上場会社等

の内部管理体制の不備に起因して発生した場合には、当該上場会社等に対する信用も失墜する可能性があるため、会社としてもインサイダー取引の未然防止の観点から、情報管理態勢の整備とともに、役職員に対する教育研修等による周知徹底に努める必要がある。

① 課徴金
課徴金は、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課すものである。課徴金額は、違反行為の実施時において違反行為者が一般的に期待し得る利得相当額を課徴金として賦課することが適切であるとの考え方により、算定方法が定められている。インサイダー取引の場合では、重要事実等の公表日から2週間(公表が株価に影響を与えると見込まれる期間)の最高値や最安値を基準として計算される。また、相場操縦や偽計の場合では、違反行為後1カ月間の最高値や最安値などを基準として計算される。

② 刑事罰

不正取引(開示書類の虚偽記載や不提出を含む)に係る刑事罰の内容は、次のとおりである。行為者だけでなく、法人の過失責任も考慮して罰則の対象とする両罰規定を置いている。

最近10年間(2014年4月～2024年3月)における課徴金

「風説の流布、偽計、相場操縦など」	重要事項に虚偽記載のある有価証券届出書などの提出 懲役：10年以下 罰金：個人 1,000万円以下 法人 7億円以下
「インサイダー取引」	有価証券届出書などの不提出 懲役：5年以下 罰金：個人 500万円以下 法人 5億円以下

リテイ開示テーマ別基準の公開草案（以下、あわせて「本公開草案」という）に寄せられたコメントへの対応案について、審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。

指標の報告のための算定期間に関する取扱い

昨年3月に公表された本公開草案のうち、指標の報告のための算定期間に関する論点については、報告期間と算定期間が一致しないことにより、情報のつながりが希薄となり、情報の有用性が低下するとの強い懸念が聞かれていた。

そこで、算定期間に報告期間をあわせるという提案に変更し、また、基準の明確化のため、気候基準案・適用基準案の結論の背景に、報告期間と算定期間の間に差異が生じる場合にも「合理的な方法」により、期間調整を行うこと等を定めることを提案し、昨年11月に公開草案を公表した。

この再提案の公開草案に対して寄せられた主なコメントは、次のとおり。

- (1) 算定期間を報告期間にあわせることに反対するコメント
- (2) I S S B基準との整合性が

ら文案を見直すべきとのコメント

- (3) 追加の検討を要望するコメント

(1)の実務上の負荷が増加する等の理由から反対するコメントについて、事務局は、算定期間の不一致を許容した場合、I S S B基準に準拠していないという印象を持たれ、S S B J基準の便益が低下すると考えられることから、算定期間を報告期間にあわせることとした。

(2)については、I S S B基準と記載をあわせることとし、I S S B基準にはない「合理的な方法」により期間調整を行い、「の一文を取り消す等の修文を行うこと」を提案した。

(3)については、作成者の開示負担軽減のため、期間調整の「合理的な方法」に関するガイダンスを提供すべきとのコメントに対して、解説記事等での対応を検討するとした。

委員からは、(1)〜(3)についておおむね賛同が聞かれたものの、(2)について、『合理的な方法により、期間調整を行い』の一文を削除してしまうと、必ず一致させなければならぬという印象を与えかねないのでは

ないか」という意見が聞かれた。事務局は、『合理的な方法により、期間調整を行い』という一文が入っていると、重要性がない場合にも行うと解釈され

かねないという懸念があり、また、I S S B基準にも記載されていないため、削除する「旨」を回答した。

国際会計

コーデファイケーションの改善の公開草案、公表—FASB

去る1月22日、FASBは会計基準アップデート（ASU）の公開草案「Codificationの改善」を公表した。「Codification

更新の永久に続く（evergreen）プロジェクト」が行う、技術的な修正、意図しない適用、明確化、その他の小規模な改善に起因する幅広いトピックについての改善は、総称して「Codificationの改善」と呼ばれる。

公開草案は、34の改訂を提案しているが、以下が主要なもので、その他は、主に、産業トピックと例示に関する改訂である。

用語集の「償却原価」の削除
「償却原価（初期投資額から回収された現金と減損額を差し引き、これまでに発生した利息収益を加えた合計額）」という

用語集の「償却原価」の削除
「償却原価（初期投資額から回収された現金と減損額を差し引き、これまでに発生した利息収益を加えた合計額）」という

用語集の「償却原価」の削除
「償却原価（初期投資額から回収された現金と減損額を差し引き、これまでに発生した利息収益を加えた合計額）」という

用語集の「償却原価」の削除
「償却原価（初期投資額から回収された現金と減損額を差し引き、これまでに発生した利息収益を加えた合計額）」という

用語集の「償却原価」の削除
「償却原価（初期投資額から回収された現金と減損額を差し引き、これまでに発生した利息収益を加えた合計額）」という

「260」に関するガイダンスでは、継続事業からの損失を計上している場合に、希薄化後1株当たり利益（EPS）の計算方法が明確ではなかったが、公開草案の改訂により、継続事業からの損失の希薄化後EPSが、常に、基本EPSと同じになるとは限らなくなる。

受益持分の参照金額（改訂6）

公開草案は、受益持分（Beneficial Interests）の参照金額（reference amount）の計算において、信用損失引当を減額するように改訂している。

収益認識の売掛金の移転（改訂20）

公開草案は、「顧客との契約から生じる収益（トピック606）の売掛金の移転を、金融資産の移転として会計処理し、「譲渡」とサービシング全体（サブ・トピック860-10）」の要求に従うことを明確にしている。

適用関係等

公開草案は「遡及的に」と「将来に向かって」のいずれかで適用される（遡及的に適用される前記改訂4を除く）。

コメント期限は、4月22日まで。

（改訂1）

「償却原価（初期投資額から回収された現金と減損額を差し引き、これまでに発生した利息収益を加えた合計額）」という

「償却原価（初期投資額から回収された現金と減損額を差し引き、これまでに発生した利息収益を加えた合計額）」という

1株当たり利益の計算の明確化（改訂4）

現在の「1株当たり利益（ト

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年1月17日	「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会会社法の改正に関する報告書	経産省	「稼ぐ力」の強化に向けて、企業経営者が大胆なリスクテイクを行い、成長投資を実行していくことを後押しする観点から、「企業経営・資本市場一体改革」の一環として、会社法制について、価値創造ストーリーを実行するための企業の選択肢の拡大や企業と株主との意味のあるエンゲージメントの促進に資する制度見直しを早期に図ることを提言するもの。従業員・子会社の役職員に対する株式の無償交付、株式対価M&A、実質株主の情報開示などが挙げられている。 https://www.meti.go.jp/press/2024/01/20250117001/20250117001.html
2025年1月17日	令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等	金融庁	2024年5月15日に成立した金融商品取引法等の改正について、関係政令・内閣府令等における、投資運用関係業務受託業、投資運用業、および非上場有価証券特例仲介等業務に関する規定の整備を行うもの。コメント期限は2月16日。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20250117/20250117.html

金融

ベッセント新財務長官発言にみる第2次トランプ政権の金融・経済政策

米国では、ドナルド・トランプ氏が1月20日に再び大統領に就任したが、第2次トランプ政権の財務長官に指名されたのが、スコット・ベッセント氏だ。

ヘッジファンドの創設者であるベッセント氏は、2011年から2015年までソロスファンドの最高投資責任者を務めた経歴を持つ。1月16日に開催された上院財政委員会の公聴会では、連邦政府の財政健全化、2017年の税制改革の恒久化、成長促進のための規制緩和、エネルギー生産の拡大など米経済の発展を目指す政策とともに、米国の労働者の利益を優先するための貿易政策の見直しなどにも意欲を示した。また、米ドルの基軸通貨としての地位の維持が、国家安全保障の観点からも重要と述べている。

一方で、トランプ氏のこれまでの発言や1月20日より発出された大統領令と比較すると、ベッセント氏のアプローチには興味深い一致点と相違点が見られる。一致点としては、成長重視の規制緩和策や国内製造業の強化策だ。一方で、トランプ氏のドル安政策を支持する姿勢は、ベッセント氏の米ドル基軸通貨政策とどう整合性を取るのか現時点では明確でない。

証券

トランプ政策と株式市場

長重視の規制緩和策や国内製造業の強化策だ。一方で、トランプ氏のドル安政策を支持する姿勢は、ベッセント氏の米ドル基軸通貨政策とどう整合性を取るのか現時点では明確でない。

1月20日、ついに第2次トランプ政権が動き出した。新大統領は、就任前から関税引上げ、環境政策の転換、高度技術の輸出管理強化などの経済政策を展開してみせた。いずれも世界経済の成長・発展には望ましくないものだ。特に特定の国を対象にした関税引上げは影響が大きい。そのため、対象国の警戒と緊張はいやが上にも高まっていた。

次々と「アメリカファースト」政策を実行してくる。その内容が現在の株式市場に直接マイナスをもたらさないと思われても、長期的にはどうなるかわからない。株式市場にはこれらの政策について、広い視野から吟味し、評価することが求められるだろう。

関税政策についても、トランプ氏が「関税は他国が支払う」として国内への影響を軽視する姿勢を見せていたのに対して、ベッセント氏はインフレやサプライチェーンへの影響をより慎重に捉えているようだ。

以上より、トランプ政権の経済政策は、大統領の大胆な政策スタイルと財務長官の市場や財政に関する慎重かつ現実的なアプローチの融合になる可能性が高い。初期の政策は、成長促進と規制緩和に向けた迅速な行動が期待されるが、一方で、国際貿易や財政政策の細部においては調整が必要となるだろう。特に、ベッセント氏が議会との協力を強調している点から、トランプ政権内での政策調整が、政権の成功を左右する重要なカギになるだろう。

しかし、就任初日に発令された大統領令では、関税引上げ問題はこれまでの発言レベルよりもずっと穏やかな内容だったため、世界の株式市場にも安心感が広がったようだ。

現時点では、日本経済は米大統領の政策の攻撃・要求対象とはなっていない。しかし、日米間の貿易赤字はなお高水準であることから、今後、日本に対して関税引上げや輸入増加を要求してくることは十分あり得るだろう。また、防衛費増額（アメリカ製兵器購入の増加）の要求も考えられる。

関税引上げ対象国の中心である中国に対しては、まずこれまでの米中間の貿易に関する約束事が守られているか、実態調査をするとした。

トランプ大統領の極端に映る政策は、本気で実行するつもりはなく、取引（デール）を有利にするためのものだという評価がある。彼の本領はビジネスマンなのだといえる。

予想される事態に対しては、日本国内の生産能力を強化、向上させていくことが必要だ。衰えてきた気配が感じられる製造業を復活させ、発展させていかなければならない。これは株式市場、株価にとって大きなチャンスといえる。

トランプ大統領はこれから